

国立大学法人東京外国語大学情報マ ネジメント規程

平成21年 7月28日
規則 第147号

改正 平成24年 3月27日規則第49号 平成25年10月 8日規則第49号
平成27年 1月26日規則第 3号 平成27年 3月24日規則第32号
平成28年 3月25日規則第34号 平成31年 3月19日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における全学的な情報施策及び情報セキュリティに関する事項について定める。

(目的)

第2条 本学における情報施策の基本的事項について経営戦略に即した全学的な立場から企画・検討し、本学の業務及びシステムの最適化を図ることを目的とする。

2 本学における情報倫理及び情報セキュリティを確保・維持し、本学の管理責任範囲に存在する重要な情報資産を学内外の脅威から守ることを目的とする。

(情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐)

第3条 本学の業務及びシステムの最適化を実現するため、業務全般に責任を持つ情報化統括責任者（以下「CIO」という。）及び業務及びシステム等に関する専門的知見を有するCIO補佐を置く。

2 CIOは、理事又は副学長のうちから1名を充てるものとし、学長が指名する。

3 CIO補佐は次の2名を置くものとし、CIOが指名する。

(1) 業務担当（業務の最適化を担当）

(2) システム担当（システムの最適化を担当）

(情報セキュリティ最高責任者及び情報セキュリティ最高責任者補佐)

第4条 本学における情報セキュリティマネジメントを最も有効に機能させるため、情報セキュリティの総括的責任を持つ情報セキュリティ最高責任者（以下「CISO」という。）を置く。

2 CISOは、理事又は副学長のうちから1名を充てるものとし、学長が指名する。

3 CISOとCIOは、その兼任を妨げない。

4 情報セキュリティに関する専門的知見を有するCISO補佐を置くことができるものとし、CISO補佐は、CISOが指名する。

5 CISO補佐とCIO補佐は、その兼任を妨げない。

(情報マネジメント委員会)

第5条 本学における情報施策に関わる基本的事項の全学的な企画・検討・統括、情報倫理及び情報セキュリティの確保・維持のために、情報マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) CIO

(2) CISO

(3) 大学院総合国際学研究院長

- (4) 大学院国際日本学研究院長
- (5) 言語文化学部長
- (6) 国際社会学部長
- (7) 国際日本学部長
- (8) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (9) 附属図書館長
- (10) 事務局長
- (11) 総合情報コラボレーションセンター長
- (12) その他委員長が必要と認めた者

3 前項第12号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報施策に係る全学的な目標、企画、計画及び評価に関すること。
- (2) 学術情報、管理情報ほか本学の事業に関わる情報（以下「事業情報」という。）の収集及び管理・運用の基本方針に関すること。
- (3) 情報システム、ネットワーク設備ほか本学の情報基盤の整備および管理・運用の基本方針に関すること。
- (4) 事業情報及び情報基盤の利用に係る法令遵守、情報倫理及び情報セキュリティに関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項第5号の取扱い等については、別に定める。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、CIOをもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員の中からあらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 委員会は、必要に応じ第6条に定める所掌事項について、専門部会を置き、専門的に調査、検討及び実施させることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、総務企画部情報企画室において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別

に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学情報マネジメント委員会規程(平成19年規則第35号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。